

岡谷市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定により、岡谷市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、岡谷市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育団体関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 医療・健康等学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了する日までの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育部スポーツ振興課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。